○佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規則を準用する規則

平成26年10月１日規則第５号

改正

令和２年２月４日規則第１号

令和５年２月３日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）に佐久市の規則を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（佐久市の規則の準用）

第２条　この組合に、佐久市の次に掲げる規則を準用する。

（１）　佐久市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成17年佐久市規則第10号）

（２）　佐久市職員の分限に関する規則（平成17年佐久市規則第18号）

（３）　佐久市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（平成17年佐久市規則第19号）

（４）　佐久市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年佐久市規則第20号）

（５）　佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成17年佐久市規則第21号）

（６）　佐久市職員の育児休業等に関する規則（平成17年佐久市規則第22号）

（７）　佐久市職員の育児休業等に関する法律施行細則（平成17年規則第23号）

（８）　佐久市職員の給与に関する規則（平成17年佐久市規則第29号）

（９）　佐久市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年佐久市規則第30号）

(10)　佐久市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年佐久市規則第31号）

(11)　佐久市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年佐久市規則第36号）

(12)　佐久市財政状況の閲覧請求及びその方法等に関する規則（平成17年佐久市規則第38号）

(13)　佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）

(14)　佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）

(15)　佐久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則（平成17年佐久市規則第91号）

(16)　佐久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年佐久市規則第44号）

(17)　佐久市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年佐久市規則第９号）

(18)　佐久市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年佐久市規則第28号）

(19)　佐久市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年佐久市規則第29号）

(20)　佐久市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和４年佐久市規則第28号）

（規則の準用の特例）

第３条　前条第８号から第10号までの規定にかかわらず、組合を組織する市町（以下「組織市町」という。）から組合に派遣された職員の給与、期末手当及び勤勉手当並びに初任給、昇格及び昇給等の基準（以下、「給与等」という。）については、当該職員を派遣した組織市町の職員の給与等に関する規則を準用する。ただし、給料の支給日並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当については、佐久市職員の給与に関する規則を準用するものとする。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年２月４日規則第１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月３日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例施行規則の廃止）

２　佐久市・北佐久郡環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成26年佐久市・北佐久郡環境施設組合規則第８号）は、廃止する。